第四十二条第一項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定等）

第四十二条の二　提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の集積に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「国際物流拠点産業集積措置」という。）を実施する者は、提出国際物流拠点産業集積計画に即して、国際物流拠点産業集積措置の実施に関する計画（以下この条において「国際物流拠点産業集積措置実施計画」という。）を作成し、当該国際物流拠点産業集積措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

2　国際物流拠点産業集積措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　国際物流拠点産業集積措置により達成しようとする目標

二　国際物流拠点産業集積措置の内容及び実施期間

三　国際物流拠点産業集積措置の実施体制

四　国際物流拠点産業集積措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3　国際物流拠点産業集積措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4　沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その国際物流拠点産業集積措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　提出国際物流拠点産業集積計画に適合するものであること。

二　国際物流拠点産業集積措置を実施することが当該区域における国際物流拠点産業の集積を図るために有効かつ適切なものであること。

三　国際物流拠点産業集積措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

5　沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画の概要を公表するものとする。

6　第四項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

7　第四項及び第五項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

8　沖縄県知事は、認定事業者が第四項の認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画（第六項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画」という。）に従って国際物流拠点産業集積措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9　沖縄県知事は、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定国際物流拠点産業集積措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

10　沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（認定国際物流拠点産業集積措置実施計画の実施状況の報告）

第四十二条の三　認定事業者は、主務省令で定めるところにより、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

第四十三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）」を付し、同条第一項中「これらの」を「当該」に改める。

第四十四条に見出しとして「（特定国際物流拠点事業の認定等）」を付し、同条第一項中「前条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた法人で当該区域内において」を削り、「営むもの」を「営む法人」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項の認定を受けた法人」を「認定法人」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の認定を受けた法人（以下この条及び第五十条第二項において「認定法人」という。）は、主務省令で定めるところにより、その認定に係る特定国際物流拠点事業（以下この節において「認定特定国際物流拠点事業」という。）の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

3　沖縄県知事は、認定特定国際物流拠点事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定法人に対し、その実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

第五十三条及び第五十四条を削り、第三章第四節中第五十二条を第五十四条とし、第五十一条を第五十三条とし、第五十条を第五十二条とする。

第四十九条中「区域内において」の下に「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って」を加え、「増設した者」を「増設した認定事業者（前条第一項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十八条第一項中「において」の下に「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って」を加え、「増設した者」を「増設した認定事業者（当該認定事業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に改め、同条第二項中「第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業」を「認定法人（当該認定法人が営む認定特定国際物流拠点事業が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。）の認定特定国際物流拠点事業」に改め、同条を第五十条とする。

第四十七条の次に次の二条を加える。

（中小企業信用保険法の特例）

第四十八条　普通保険又は無担保保険の保険関係であって、国際物流拠点産業集積関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であって、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業集積措置を実施するために必要な資金又は認定特定国際物流拠点事業を営むために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証（以下「国際物流拠点産業集積関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項	保険価額の合計額が	国際物流拠点産業集積関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金の額のうち	国際物流拠点産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	国際物流拠点産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2　普通保険の保険関係であって、国際物流拠点産業集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。